

令和8・9年度 随時受付

新座市小規模工事・修繕受注希望者 登録申請書提出要領

1 受付期間 令和9年12月28日までの随時受付

- ・申請書類の受付日が月の1日から15日までの場合
翌月1日登録
- ・申請書類の受付日が月の16日以後の場合
翌々月1日登録

2 受付方法 郵便による受付

3 郵送先 〒352-8623
新座市役所管財契約課 宛

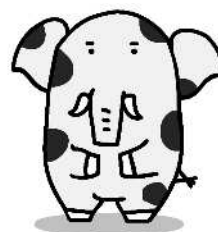
※封筒に「郵送提出用宛先用紙」を貼付して発送してください。

- 【注意事項】
- ・管財契約課での窓口受領は行いません。
 - ・申請書類は信書に該当します。信書を送ることが可能な方法（郵便やレターパック等）で郵送してください。
 - ・書類到達に関する電話確認は受け付けません。必要に応じて簡易書留を御利用ください。なお、到達確認を必要としない場合は、普通郵便での郵送も可能です。

【問合せ先】

新座市 財政部 管財契約課 契約検査係
電話 **048-477-2281**（直通）
平日 午前9時～午後4時
（正午から午後1時までを除く。）

FAX **048-477-1590**
メール **kanzai@city.niiza.lg.jp**



新座市イメージキャラクター

ソウキリン

申請案内

この登録制度は、新座市が発注する建設工事、修繕のうち、入札参加資格者名簿に登載されていない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に指名業者選定の際の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

この制度により登録されたときは、「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録名簿」に登載され、新座市が発注する建設工事等の契約において、業者選定の対象となりますが、見積依頼や契約を約束するものではなく、一般の入札参加資格登録業者と競合しなければならないこともあります。

また、「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録名簿」は、庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図るため、一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめ御了承ください。

1 申請対象者

- (1) 市内に主たる事業所（本店）を置く方で、市が発注する小規模工事等の受注を希望する個人又は法人
- (2) 希望業種を履行する際に許可、免許等を必要とする場合は、その許可、免許等を有する方

ただし、以下の項目に該当する方は、申請できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 精神の機能の障がいにより小規模工事・修繕を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- (3) 「建設工事」の新座市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている方
- (4) 暴力団員がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合に該当する方
- (5) 市税を滞納している方

2 申請業種

建設業法に定める建設工事のうち、解体工事を除く28業種の中から5業種まで登録できます。

詳細は、工事業種一覧表を御覧ください。

3 有効期間

(1) 始期

正当な書類の受付日	有効期間の始期
月の1日から15日までの場合	翌月1日
月の16日以後の場合	翌々月1日

書類の最終受付日は、令和9年12月28日です。

(2) 終期

いずれの場合も令和10年3月31日まで

※ 有効期間の満了後に、引き続き登録を希望する場合は、令和9年度末に行う令和10・11年度の登録の申請を改めて行うことが必要です。

4 審査結果

(1) 入札参加資格者名簿への登載

受け付けた申請書類は、審査した上で資格があると認められた者について、「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録名簿」に登載します。

原則として、申請書類に不備や疑義がなければ、登録します。

(2) 審査結果の通知

審査結果の通知は行いません。

書類の受付確認を行いたい場合は、返信用はがきを同封してください（はがきには必ず送付先を記載し、切手を貼付してください。送付先の記載や切手の貼付のないはがきは破棄します。）。

返信用はがきには、收受印（受付番号はありません。）を押印して返送します。これは、書類の到達をお知らせするもので、資格を証明するものではありません。

(3) 新座市小規模工事・修繕受注希望者登録名簿の公表

「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録名簿」は、一般に公開します。また、申請内容は、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号）第7条の不開示情報に該当しない限り、情報公開の対象になりますので、あらかじめ御了承の上申請してください。

「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録名簿」は、登録の有効期間の初日以降に、新座市ホームページに掲載し、及び管財契約課において閲覧に供する予定です。

5 登録事項の変更等

申請受付後、申請事項に変更があった場合（商号、所在地、代表者名の変更など）は、「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録 登録事項変更届」により、速やかに管財契約課に提出してください。

また、登録を辞退する場合も、「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録 登録辞退届」を、速やかに管財契約課に提出してください。

いずれの様式も、新座市ホームページに掲載しています。

提出書類一覧

※ 各書類は、A4版にサイズを揃えてください。

- この順番どおりに並べて提出してください。
- 提出書類に不備、不足等があるときは、申請担当者へ電話又はFAXで問合せを行います。このため、提出書類の写し、データの保存等をお願いします。

	書類名	摘要
1	新座市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> 「書類の書き方・注意事項について」（4ページ）「記載例」を参照してください。 使用印鑑の例は、4ページを参照してください。
2	工事経歴書	<ul style="list-style-type: none"> 「書類の書き方・注意事項について」（5ページ）を参照してください。 工事経歴書の様式の項目が網羅されたものであれば、他の様式でも差し支えありません。 実績のない場合は提出不要です。
3	工事・修繕内容調査票	<ul style="list-style-type: none"> 「書類の書き方・注意事項について」（5ページ）「記載例」を参照してください。 記入するページのみ提出で差し支えありません。
4	納税証明書 (非課税証明書 等) 【写し可】 未納がない場合に有効とします。 申請日前3か月以内に発行されたものを有効とします。 各種証明書の発行場所は、下表のとおりです。	<p>【法人事業者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請日直前1年分の法人市民税の納税証明書 新設の法人で、1事業期間を経ていない場合は、営業証明書【写し可】を提出してください。 新座市に事業所を移設し、1事業期間を経ていない場合は、営業証明書【写し可】と前住所地の納税証明書を提出してください。 <p>【個人事業者の場合】</p> <p>代表者の申請日直前1年分の個人市民税の納税証明書又は非課税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人事業者で申請日の属する年の1月2日以降に新座市に転入したため、新座市で個人市民税の課税がない場合は、新座市の住民票【マイナンバーの記載がないものとし、写し可】と前住所地の納税証明書又は非課税証明書【写し可】を提出してください。 個人事業者で主たる事業所（本店）が新座市にあり、代表者の住居が新座市外にある場合は、営業証明書と当該居住地の個人市民税の納税証明書又は非課税証明書を提出してください。
5	許可、免許等の種類又は名称 【写し可】	<ul style="list-style-type: none"> 業務の履行に許可、免許等が必要な業種を登録する場合又はアピールしたい許可、免許等がある場合に提出してください。

※ 納税証明書等の発行場所

証明書の種類	発行場所
納税証明書	新座市役所本庁舎1階 市民課 新座市役所本庁舎2階 納税課 各出張所
非課税証明書	新座市役所本庁舎1階 市民課 新座市役所本庁舎2階 課税課 各出張所
営業証明書	新座市役所本庁舎2階 課税課
住民票	新座市役所本庁舎1階 市民課 各出張所

※ 前住所地の納税証明書又は非課税証明書の発行場所については、前住所地の市役所等に確認してください。

書類の書き方・注意事項について

1 「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書」の書き方

- (1) 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- (2) 「商号又は名称」は、法人の場合は履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は通常使用している名称がある場合はそれを記入してください。
- (3) 「代表者役職／氏名」の「役職」は、法人の場合は履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- (4) この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書（令和8年4月1日以降の日付で作成される見積書について、押印の省略が可能となります。また、押印のある見積書もこれまでどおり提出できます。）、契約書等に使用する印鑑（使用印鑑）となります。

使用印鑑は次の3つのいずれかの方式で押印してください。

方式1 役職印（代表取締役の役職名が入った印を指す）での押印








※ 申請書に記載のある役職名が、印影から読み取ることができない役職印は使用できません。

方式2 社印（角印）と個人の認印の2つの印鑑を併用しての押印

方式3 個人の認印での押印（個人事業者のみ）

なお、スタンプタイプの簡易印鑑（シャチハタ等）やゴム印等の変形しやすいもの、三文判は、使用しないでください。

使用印鑑の例

	可		不可	
法人	◎ 役職印 	◎ 社印+代表者の個人印 	× 個人印のみの押印 	× 社印のみの押印 
個人	◎ 個人印 	◎ 社印+個人印 	× 社印のみ 	

※ 印鑑証明は不要です。

- (5) 「希望する工事業種」は、6・7ページの【工事業種一覧表】から5業種以内で選択し、整理番号及び工事業種の名称を記入してください。

「許可、免許等の種類又は名称」は、許可、免許等が必要な業種の登録を希望する場合に、その種類又は名称を記入し、その確認資料を添付してください。

許可、免許等が必要な業種は、【工事業種一覧表】で確認できます。

建設業許可を受けている場合は、この欄に記入するとともに、その許可証の写しを添付してください。

このほか、希望する工事業種の履行に当たり、アピールしたい許可、免許等があ

れば記入し、その許可証等の写しを添付してください（ない場合は記入不要）。

2 「工事経歴書」の書き方（実績のない場合は、提出不要です。）

- (1) 工事経歴書は、希望業種ごとに作成し、申請日から過去2年間の実績（主要なもの）を記入してください（1業種につき、最大1枚までとしてください。）。
- (2) 官公庁、民間どちらの発注も記入でき、元請・下請の区分はどちらでも構いませんので、アピールしたい実績を記入してください。
- (3) 「発注者」は、〇〇市、〇〇会社等、契約の相手方を記入してください（個人情報関係で表記できないときは、イニシャル表記でも結構です。）。
- (4) 「工事等の名称」は、具体的な名称がない場合には、その内容を記入してください。
- (5) 「請負代金額」は、消費税込みの完成工事高等を千円未満の端数を四捨五入して記入してください。

3 「工事・修繕内容調査票」の書き方

- (1) 「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書」に記入した、希望する工事業種（5業種以内）について、希望する工事の内容の項目の番号に○を付けてください。
- (2) 希望する工事業種の履行に関して、許可、免許等が必要な業種は、これらを受けている場合のみ申請を認めます。
これらは、備考欄に「必要な資格」が掲載されていますので、その必要な資格を「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書」に記入するとともに、許可証、免許証等の写しを添付してください。

【工事業種一覧表】

この一覧表から5業種以内で選択し、申請書に記入してください。

整理番号	工事業種の名称	工事の内容
------	---------	-------

《建物関連工事》

1	内装仕上工事	畳、壁紙・クロス、カーテン、ブラインド、床の仕上げ(カーペット、タイル、木の床)、黒板補修、その他内装仕上工事
2	建具工事	扉・ドア、自動ドア、鍵・錠、ふすま、障子、間仕切り、窓枠・サッシ、シャッター、カーテンウォール、押入れ・天袋、その他建具工事
3	ガラス工事	ガラス、鏡
4	大工工事	木製品の設置・修繕(ベンチ、ロッカー・下駄箱、遊具、扉、柵、塀、看板・標識、その他木製品)、木を用いて行う建物修繕、その他大工工事
5	左官工事	左官、モルタル、建築物への吹付け、その他
6	屋根工事	屋根(スレート、その他)、ひさし
7	建築一式工事	建物の修繕(壁、防音壁、階段、てすり、雨樋、天井、テラス、その他建物修繕)、建物の設置(物置、小屋、その他)、総合的な建物修繕工事(壁、床、階段、てすり等)、その他建築工事

《電気関連工事》

8	電気工事	家電製品(エアコンは除く)、換気扇、キュービクル、照明機器(屋内、体育館等、屋外照明灯等)、事務用機器、配線・コンセント、その他電気工事
9	電気通信工事	通信機器、放送設備、その他電気通信工事

・電気関連工事を希望する場合は「電気工事士」の資格証の写しを添付してください。

《管・水道関連工事》

10	管工事	空調設備工事(エアコン等)、ガス管(器具、配管)、水まわり(給水設備、排水設備、給湯設備、トイレ、流し、漏水工事)、ボイラー、その他管工事
11	水道施設工事	貯水槽、プール、その他水道施設工事

- ・空調設備工事を希望する場合は「電気工事士」の資格証の写しを添付してください。
- ・給水・給湯設備、トイレ、流し、漏水工事、貯水槽、その他水道施設工事を希望する場合は「新座市指定給水装置工事事業者証」の写しを添付してください。
- ・排水設備工事を希望する場合は「新座市指定下水道工事店証」の写しを添付してください。

《土木関連工事》

1 2	土木一式工事	道路(表層、路盤、その他)、下水道工事(污水枳、マンホール蓋、その他)、排水溝(U字溝、L字溝等)、グレーチング、シート布設、その他土木工事
1 3	舗装工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、ブロック・れんが舗装
1 4	とび・土工工事	鉄骨等の組立て(バックネット、フェンス、ベンチ、門扉、柵、看板・標識、その他)、土工事(盛土、土留め、その他)、コンクリート(現場打ち、プレキャストコンクリート)、法面等への吹付け、総合的な外構(エクステリア)工事、その他とび・土工工事
1 5	石工事	石材の加工・築造(石積み、擁壁、法面、石材加工)、その他石工事
1 6	タイル・ブロック工事	タイル張り、ブロック(コンクリート、れんが、点字ブロック)、その他タイル・ブロック工事
1 7	鋼構造物工事	鉄骨等の加工・組立(バックネット、ベンチ、フェンス、鉄塔、鉄柱、遊具、門扉、柵、看板・標識、その他)
1 8	鉄筋工事	鉄筋加工、溶接
1 9	板金工事	板金加工、建築板金、ステンレス貼付
2 0	塗装工事	建物内壁、建物外壁、木製品(遊具、看板等)、鋼構造物(遊具、看板等)、板金塗装、路面標示、屋内コートライン、その他塗装工事
2 1	防水工事	屋根、ベランダ、外壁、窓枠、浴室・台所等、その他
2 2	造園工事	
2 3	熱絶縁工事	
2 4	しゅんせつ工事	
2 5	さく井工事	
2 6	機械器具設置工事	
2 7	消防施設工事	
2 8	清掃施設工事	

登録制度の仕組み

- 1 新座市では、予算額が130万円以下の小規模かつ軽易な工事等を発注しようとするときは、名簿登載者を指名業者選定の対象として、事業発注課が選定業者に対して指名の通知を行います。
なお、名簿への登載は、指名や契約を約束するものではありません。
- 2 指名を受けた業者は、見積書を提出します。
見積書に使用する印鑑は、「新座市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書」に押印した印鑑を使用してください（令和8年4月1日以降の日付で作成される見積書について、押印の省略が可能となります。また、押印のある見積書もこれまでどおり提出できます。）。
契約方法は、原則として複数の業者との競争見積合せにより、最も廉価の見積書を提出した方と契約することになります。
なお、指名されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いいたします。
- 3 契約を締結することとなった業者は、事業発注課の指示に従って必ず書面（契約書又は請書）により契約します。
また、事業発注課から交付される「小規模工事・修繕の契約締結及び履行に関する遵守事項」の内容を理解した上で業務を履行してください。
なお、契約保証金は免除します。
- 4 契約の履行は、新座市契約規則、新座市公共工事請負契約基準約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。
なお、請け負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできません。また、市が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は自ら施行（履行）できる業種を記載してください。
- 5 工事等の完成後は、着工前と完成時の写真（工事等件名、工程及び日付を記入した黒板等を写真に収めること。）及び工事完成通知書を提出します。
その後、事業発注課が行う検査に合格した場合、請求に基づき請負代金を支払います。
支払期間は正当な請求を受けた日から40日以内です。
前金払・中間前金払はありません。
- 6 契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反した場合、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消すことがあります。